

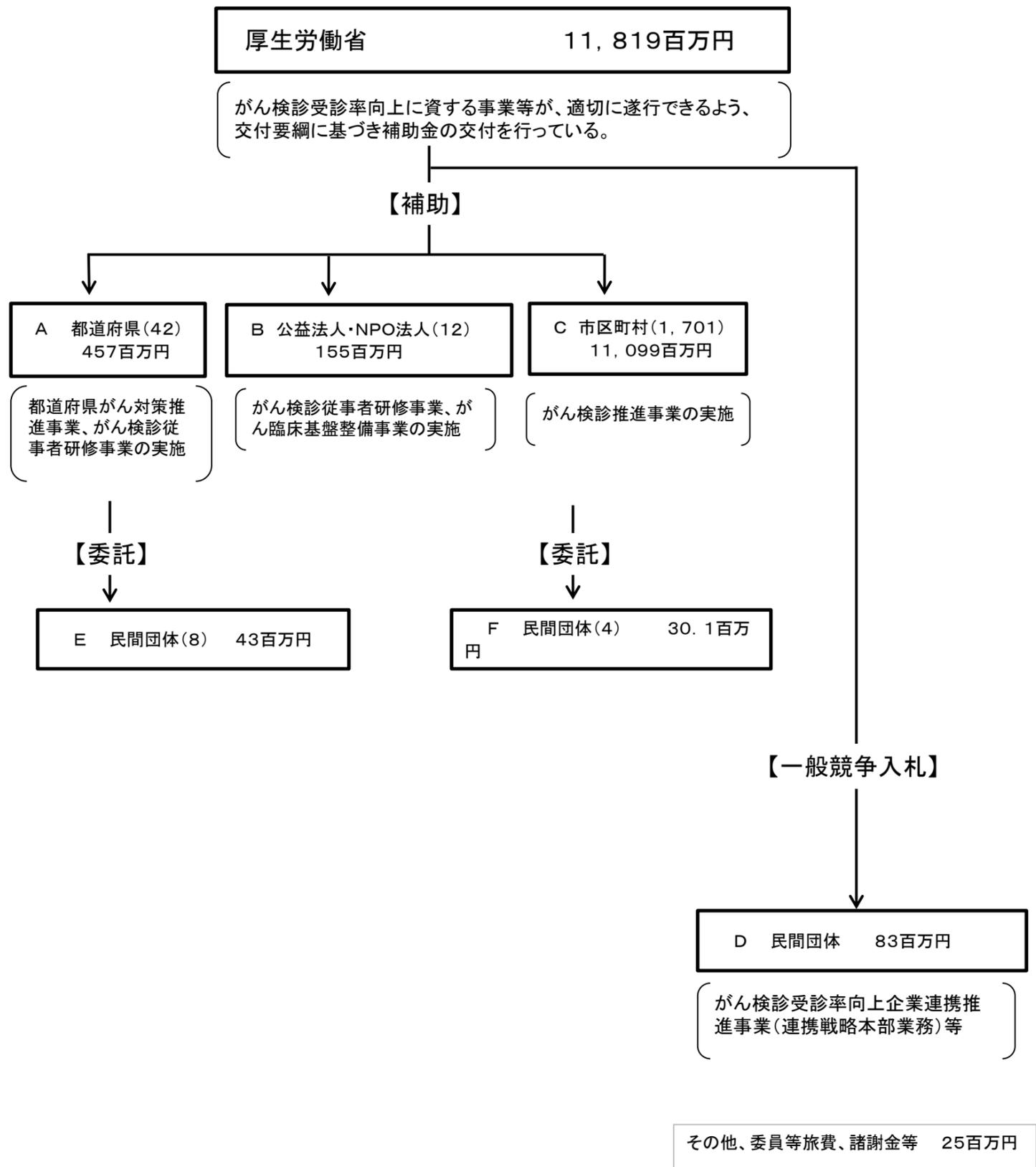
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	がん検診推進事業費等		担当部局庁	健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度		担当課室	がん対策・健康増進課		がん対策・健康増進課長 椎葉 茂樹	
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	がん対策基本法第13条、第17条、第18条		関係する計画、通知等	「がん対策推進基本計画」 ①「都道府県がん対策推進事業の実施について」 ②「がん検診従事者研修事業の実施について」 ③「平成24年度がん検診推進事業の実施について」 ④「がん対策総合推進事業の実施について」 ⑤「がん臨床試験基盤整備事業」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がんによる死亡者を減少させることを目標に、がん検診の受診率を向上させること及びがん医療に関する様々な情報収集、分析、発信など、がん対策推進基本計画に掲げる各種目標を達成することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添参照。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算					
		繰越し等	405				
		計	9,683	12,572	11,752	8,347	5,909
	執行額	9,670	12,160	11,819			
	執行率(%)	99.9	96.7	100.6			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	がん対策推進基本計画に基づき、がんの早期発見・早期治療を一層推進し、がん患者の健康寿命の延伸を図る。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	事業実施した都道府県、市区町村、がん診療連携拠点病院、法人数		活動実績 (当初見込み)	1,779	1,756	1,756	-
単位当たりコスト	(円/ )		算出根拠	事業の性質が各々異なるものであるため、単位当たりコストの算出に馴染まない			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	疾病予防対策事業費等補助金	8,218	5,629	がん検診推進事業の対象年齢見直しによる減			
	社会保障関係情報化業務庁費	119	270	「新しい日本のための優先課題推進枠」1,052			
	委員等旅費	4	4				
	諸謝金	4	4				
	職員旅費	2	2				
	計	8,347	5,909				

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	日本国民の死亡原因の第1位であるがんへの対策として、がん検診受診率向上やがん検診の質の向上を図るため、自治体等の取り組みや、がん検診の実施に対して補助を行い、がんの予防や早期発見を促すものとして重要であり、広く国民のニーズがある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	がん対策基本法に掲げられる検診受診率向上や検診の質の向上を全国的に推し進めるため、国として取り組むべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	がん対策基本法に掲げられる検診受診率向上や検診の質の向上を全国的に推し進めるために必要な事業であり、優先度は高い。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各補助事業については、実施要綱において事業内容及び実施主体(支出先)を示しており、交付要綱で使用可能な費目を定め、事業実績報告書にて事業内容及び支出について報告を受けており、事業目的にかなった補助となっていることを確認している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	本補助金等は事業実施主体へ直接交付しており、委託についても事業を効率的に行うためものとなっている。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	各事業の実施要綱に定めた事業の範囲で補助を行うこととなっている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の補助金等は、がん検診や検診の普及啓発、検診の精度向上の目的に対し、直接補助金を利用できる。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	本事業の補助金等は、全国ほぼ全ての都道府県及び市区町村等が活用しており、事業趣旨に沿った活動を行っている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事業実績報告書において成果の報告を受け、実績把握に努めているところ。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	24年度は前年度に続き、高い執行率を維持しており、活動指標となっている事業実施数は前年同であるため、適切に執行されたと判断。支出先・使途については、今後も事業完了後提出される事業実績報告により把握する等、引き続き、効率的な執行を図る。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	がん対策推進基本計画に掲げる各種目標を達成するための事業であるが、事業の必要性及び執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行となるよう努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	304	平成23年	278	平成24年	241

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京都			E.(株)京王エージェンシー		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	在宅緩和ケア支援事業、講演会の開催、リーフレット作成等	43	役務費	がん検診普及啓発の講演会の開催等	22
負担金	大腸がん検診普及啓発	9			
役務費	郵送料、新聞広告等	3			
需用費	印刷製本費等	2			
報償費	講師謝礼	2			
その他	会場借料	3			
計		62	計		22
B. NPO法人 がん臨床研究機構			F.神奈川予防医学協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	システム拡張費用	21	役務費	検診結果のデータ入力	14
人件費	給料	8			
共済費	社会保険料、労働保険料	1			
計		30	計		14
C. 横浜市			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
検診費	乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診費、事務委託費	370			
通信運搬費	郵送料	31			
委託費	乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診事務委託費	30.1			
計		431.1	計		0
D.アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザーズ(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	企業アクション(がん検診普及活動)	83			
計		83	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	都道府県がん対策重点推進事業の実施	62		
2	広島県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	50		
3	鳥取県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	32		
4	静岡県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	29		
5	秋田県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	27		
6	群馬県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	26		
7	岐阜県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	20		
8	宮崎県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	17		
9	山口県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	13		
10	佐賀県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	13		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NPO法人がん臨床研究機構	がん臨床基盤整備事業の実施	30		
2	NPO法人日本臨床研究支援ユニット	がん臨床基盤整備事業の実施	30		
3	NPO法人 成人白血病治療共同研究支援機	がん臨床基盤整備事業の実施	30		
4	NPO法人臨床研究支援機構	がん臨床基盤整備事業の実施	30		
5	NPO法人西日本がん研究機構	がん臨床基盤整備事業の実施	30		
6	NPO法人 マンモグラフィ検診精度管理中央 委員会	がん検診従事者研修事業の実施	2		
7	公益社団法人神奈川県医師会	がん検診従事者研修事業の実施	1		
8	社団法人京都府医師会	がん検診従事者研修事業の実施	1		
9	山形県医師会	がん検診従事者研修事業の実施	1		
10	公益社団法人日本対がん協会	がん検診従事者研修事業の実施	1		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	がん検診推進事業の実施	431.1		
2	大阪市	がん検診推進事業の実施	227		
3	名古屋市	がん検診推進事業の実施	195		
4	札幌市	がん検診推進事業の実施	169		
5	川崎市	がん検診推進事業の実施	168		
6	広島市	がん検診推進事業の実施	163		
7	福岡市	がん検診推進事業の実施	16		
8	神戸市	がん検診推進事業の実施	158		
9	さいたま市	がん検診推進事業の実施	121		
10	千葉市	がん検診推進事業の実施	84		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アーンスト・アンド・ヤング・アド バイザリー(株)	がん検診受診率向上企業連携推進事業(連携戦略本部業務)の実施	83	2	82

## E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)京王エージェンシー	がん検診普及啓発事業、がん検診受診率向上のためのラジオ番組放送	22		
2	(株)三菱総合研究所	がん検診推進サポーター事業	7		
3	都立駒込病院	がん登録推進	6		
4	(株)ぱど	子宮がんフリーペーパー作成	3		
5	東京厚生年金病院	在宅緩和ケア支援事業	2		
6	(株)ステージ	イベント企画・実施(乳がん)	1		
7	東京都がん検診センター	がん検診精度管理評価	1		
8	(株)千修	乳がん啓発ポスターデザイン、5がん検診ポストカードデザイン	1		

## F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川予防医学協会	がん検診結果のデータ入力	14		
2	(株)イセトー	がん検診無料クーポン券等の印刷・封入封緘	12		
3	(株)もしもしホットライン	問い合わせ対応	4		
4	(株)メリットファイブ	翻訳委託	0.1		

## がん検診推進事業費等

<p><b>事業概要</b></p>	<p>がん検診の受診率向上やがん医療に関する様々な情報発信に資するよう、以下の事業等に対して財政支援を行う。</p> <p>①都道府県健康対策推進事業【補助率】1/2 都道府県がん対策推進計画に基づき、都道府県において、がん検診の受診率向上など、重点的に実施すべき事業に対して補助。</p> <p>②がん検診従事者研修事業【補助率】1/2 乳がん検診に必要なマンモグラフィの読影医、撮影技師に対する研修を行うことにより、見落としの少ない乳がん検診を実施するための研修事業に対して補助</p> <p>③がん検診推進事業【補助率】1/2 市区町村が一定の年齢に達した住民に対し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を配布することにより、検診受診率の向上を図るための事業に対して補助</p> <p>④がん検診受診率向上企業連携事業 がん検診の受診率向上に加え、がん患者・経験者の就労の問題についてその実態を明らかにするとともに先駆的に取り組んでいる企業の実例を紹介、企業間での共有・情報発信を図るための事業</p> <p>⑤がん臨床試験基盤整備事業【補助率】10/10 研究者主導臨床試験の実施基盤を整備・強化するため、臨床試験のデータ管理等を行う法人に対して補助</p>
<p><b>がん対策基本法</b></p>	<p>第13条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第17条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第18条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>